令和８年１２月定例会提出議案概要（記者発表資料）

１　招集告示日　　令和８年１１月２４日
２　招　集　日　　令和８年１２月１日
３　提出議案件数　　１９件
　　予　算　　５件
　　条　例　　７件
　　その他　　７件
４　議案等件名

議案第１０１号	令和８年度西条市一般会計補正予算（第７回）について	別冊
議案第１０２号	令和８年度西条市国民健康保険特別会計補正予算（第２回）について	別冊
議案第１０３号	令和８年度西条市介護保険特別会計補正予算（第３回）について	別冊
議案第１０４号	令和８年度西条市病院事業会計補正予算（第１号）について	別冊
議案第１０５号	令和８年度西条市公共下水道事業会計補正予算（第１号）について	別冊
議案第１０６号	西条市アウトドア活動拠点施設の指定管理者の指定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第１０７号	西条市総合体育館等の指定管理者の指定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〃
議案第１０８号	字の区域の変更及び小字の廃止について　・・・	2
議案第１０９号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について　・・・・・・・・	3
議案第１１０号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務の事業廃止に伴う財産処分について　・・・・・・・・	4
議案第１１１号	西条市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例について　・・・・・・・・・・・・・	5
議案第１１２号	西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第１１３号	西条市ひとり親世帯等医療費助成条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・	7
議案第１１４号	西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・	8

議案第１１５号　西条市火災予防条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
議案第１１６号　西条市消防団条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
議案第１１７号　西条市立診療所設置及び管理条例を廃止する条例について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
報告第　２１　号　交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について　・・・・・・・・・・・・・・　１２
報告第　２２　号　交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について　・・・・・・・・・・・・・・　１３

議案第１０６号・議案第１０７号

各公の施設の指定管理者の指定について

（観光振興課・スポーツ健康課）

１　提出の理由

西条市の公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

２　概要

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするものである。

施　設　名	指定管理者候補
西条市アウトドア活動拠点施設 （西条市アウトドアオアシス石鎚）	株式会社モンベルホールディングス
西条市総合体育館	西条市スポーツ協会グループ
西条市ひうち体育館	
西条市ひうち球場	
西条市ひうち陸上競技場	
西条市西条運動公園総合プール	
西条市東予運動公園野球場	
ビバ・スポルティアＳＡＩＪＯ	
西条市東予運動公園多目的広場	
西条市東予運動公園球技場	
西条市東予運動公園テニスコート	
西条市東予運動公園海浜広場	
西条市東予運動公園プール	
西条市西条市民公園テニスコート	
西条市西条市民公園多目的広場	
西条市東予体育館	
西条市丹原Ｂ＆Ｇ海洋センター	

３　指定の期間

（西条市アウトドア活動拠点施設）

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間

（西条市総合体育館等）

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間

議案第１０８号　　字の区域の変更及び小字の廃止について

（農業基盤整備課）

１　提出の理由

県営農地整備事業（安井地区）は、平成２５年度に事業着手し、令和８年度までに区画整理工事及び確定測量が完了したところである。

このたび、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）に基づく換地処分を行うに当たり、当該事業地域内の字の区域を変更し、及び小字を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

２　概要

(1) 事業名　県営農地整備事業（安井地区）

(2) 事業年度　平成２５年度から令和８年度まで

(3) 区画整理面積　２５．２ｈａ

(4) 区域を変更する字　小松町安井、丹原町明穂

(5) 廃止する小字　湯領、大森、松原、岸之下、棟戸、前田、鶴ヶ森、矢倉元、蔵ノ元、池下、久保田、藤原、藤田、茶屋ノ木

議案第１０９号　　愛媛県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

（総務課）

１　提出の理由

愛媛県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものである。

２　概要

愛媛県市町総合事務組合が共同処理する日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する事務について、令和９年度を加入募集の最終年度とし、令和１２年３月３１日をもって事業を廃止することに伴い、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、同組合の共同処理する事務を変更し、同組合規約を変更する。

議案第１１０号　　愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務の事業廃止に伴う財産処分について

（総　務　課）

１　提出の理由

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務の事業廃止に伴う財産処分について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９０条の規程により、議会の議決を求めるものである。

２　概要

(1) 愛媛県市町総合事務組合交通災害共済財政調整基金条例第２条に規定する交通災害共済財政調整基金の令和１２年３月３１日における基金残高を、平成１７年度から令和９年度末までの間における交通災害共済事業の共同処理する町（以下「構成団体」という。）ごとの加入者の計を当該期間における構成団体ごとの加入者数の割合で按分して得た額をそれぞれ構成団体への配分額として分配するものとする。

(2) 令和１２年３月３１日における愛媛県市町総合事務組合交通災害事業特別会計の歳計現金については、前項に定める割合で按分して得た額を構成団体に分配するものとする。

議案第１１１号　　西条市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例について

（教育総務課）

１　提出の理由

学校給食費の公会計化に伴い、西条市立小学校及び西条市立中学校（以下「市立学校」という。）における学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）第４条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

２　概要

(1) 定義（第２条関係）

条例において使用する用語の定義について定める。

(2) 学校給食の実施（第３条関係）

市が、市立学校において学校給食を実施する。

(3) 学校給食費の徴収（第４条関係）

市長が、学校給食費負担者から学校給食費を徴収し、その額を規則で定める。

(4) 学校給食費の納付（第５条関係）

学校給食費負担者は、規則で定める納付期限までに学校給食費を納付しなければならない。

(5) 学校給食費の減免（第６条関係）

市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(6) 学校給食費審議会（第７条関係）

学校給食費の額に関する事項について調査し、及び審議するための学校給食費審議会の設置及びその組織、委員の任期等について定める。

３　施行期日

令和９年４月１日。ただし、準備行為に関する規定は、公布の日

議案第１１２号　　西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

（社会教育課）

１　提出の理由

西条市神戸公民館の建替工事完了に伴う施設の位置の変更及び受益者負担の適正化に向けた使用料の見直しに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

２　概要

(1) 西条市神戸公民館の移転

西条市神戸公民館の位置を「西条市洲之内甲２００番地」に改める。

(2) 使用料の見直し

西条市中央公民館における使用料の額を改めるとともに、同公民館以外の公民館の使用料の額を定める。

３　施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、西条市神戸公民館の位置に関する改正規定は、令和９年４月１日から施行する。

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和９年４月１日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和９年４月１日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

議案第１１３号　　西条市ひとり親世帯等医療費助成条例の一部を改正する条例について

（国保医療課）

１　提出の理由

医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第８７号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

２　概要

受給資格者が助成を受けようとする場合の受給資格の確認について、医療機関等がその他の方法により受給資格を確認できる場合は、紙の受給者証の提示を省略できる旨を定める。

３　施行期日

令和９年３月１日

議案第１１４号　　西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

（医療対策課）

１　提出の理由

西条市立周桑病院の一般病床の病床数を削減するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

２　概要

一般病床の病床数を１７５床から１１２床に改める。

３　施行期日

公布の日

議案第１１５号　　西条市火災予防条例の一部を改正する条例について

（消防本部予防課）

１　提出の理由

飲食店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクト、グリス除去装置等について、それぞれの特性に応じた火災予防上の要件の明確化を図るため、所要の条例改正を行なおうとするものである。

２　概要

調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等について、油脂等が付着しないように適切に管理しなければならないこととする。

３　施行期日

令和９年４月１日

議案第１１６号　　西条市消防団条例の一部を改正する条例について

（消防本部消防総務課）

１　提出の理由

西条市消防団における消防団員定数の適正化を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

２　概要

大保木地区の過疎・高齢化の進行により、分団活動の継続が困難となった大保木分団を隣接する氷見分団と統合することなど、多種多様な要因により、当該分団のほか、東支団の飯岡分団及び神戸分団並びに西支団の庄内分団、丹原分団、徳田分団、中川分団及び小松分団について消防団員定数の適正化を図り、消防団員定数を、現行の１，６７３人から１，５３２人に改める。

３　施行期日

令和９年４月１日

議案第１１７号　　西条市立診療所設置及び管理条例を廃止する条例について

（医療対策課）

１　提出の理由

令和８年度末をもって、西条市立中川診療所の運営を終了することに伴い、条例を廃止しようとするものである。

２　概要

西条市立診療所設置及び管理条例を廃止する。

３　施行期日

令和９年４月１日

報告第２１号　　交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

（観光振興課）

１　提出の理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告するものである。

２　概要

和解の内容等

(1) 市の損害賠償の額　　金０円

(2) 相手方の損害賠償の額　　金１８２,５００円

(3) 公用車の物件損害額のうち、相手方は責任割合である５０％を負担する。相手方の損害額は０円のため、本市の負担はないものとする。

(4) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

報告第２２号　　交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

（消防本部消防総務課）

１　提出の理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告するものである。

２　概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

ガードレール等の損害に係る額　金６０，５００円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。